



継続就労奨励金 チェックリスト

✓ 支給対象になるかをチェック！

「いいえ」にチェックが1つでもある場合は支給対象外となります

チェック項目	はい	いいえ
令和7年4月1日以降に市内の介護事業所等に介護職員として新たに就職した 勤務開始日→令和 年 月 日	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
介護事業所等は奨励金の支給対象となるサービス提供事業所である 事業所名 () 提供サービス ()	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
常勤職員である 有期の雇用契約でない、雇用保険の被保険者である	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
職種は奨励金の支給対象となる職種である 職種名 ()	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
役員・管理者・施設長ではない	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
今の事業所に就職する前の1年間、市内の介護事業所等で勤務していない 就職前の1年間の就労状況 ()	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
現在も就労している (退職していない・休職中でない)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
現在就労している事業所で2年以上勤務する意思がある	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/> 6ヶ月継続就労奨励金の申請の場合：勤務開始日から6ヶ月が経過している 6ヶ月を経過した日→令和 年 月 日…①	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/> 1年継続就労奨励金の申請の場合：勤務開始日から1年が経過している 1年を経過した日→令和 年 月 日…①		
<input type="checkbox"/> 2年継続就労奨励金の申請の場合：勤務開始日から2年が経過している 2年を経過した日→令和 年 月 日…①		
本人および同一世帯員に市税の滞納がない	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
申請受付期限内の申請である (①の属する月の翌月末日まで。ただし勤務開始日 が令和7年4月～9月で6ヶ月継続就労奨励金を申請する場合は個別に相談を)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

✓ 申請書類をチェック！

書類がそろっていないと受付することができません。期限に余裕をもってご申請ください。郵送の場合は舞鶴市役所に書類が到達した日が受付日 (=申請日) となります。

- 交付申請書 (様式第1号)
- 誓約書兼同意書 (様式第2号)
- 就労証明書 (様式第3号)
- 振込口座申出書
- 世帯全員の市税の納税証明書
(滞納がないことの証明。舞鶴市に初めて転入したなど、舞鶴市で課税されたことがない人は不要)
- 本人確認書類 (運転免許証、マイナンバーカードなど)
※郵送の場合は写し (マイナンバーカードの場合は顔写真のある面のみコピー)

様式第1号から第3号は舞鶴市ホームページからダウンロードできます市役所窓口でも配付しています

舞鶴市
ホーム→
ページ

